

# 川口市立元郷中学校 教育後援会総会

日時：令和8年5月29日（金）19：00～

場所：東領家二・三丁目町会会館

## 次第

司会 竹内 健太郎（副会長）

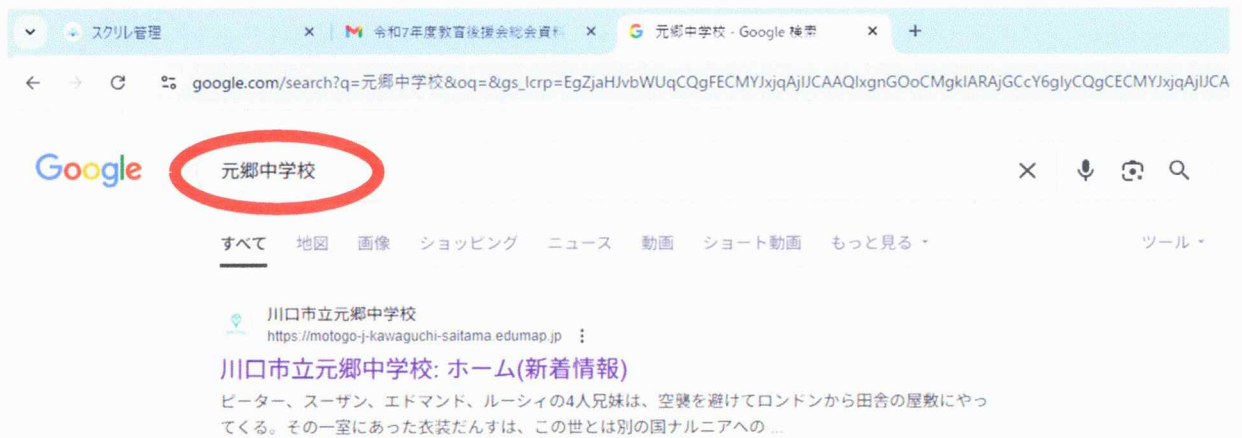
- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 PTA 会長あいさつ
- 5 議事
  - (1) 事業報告
  - (2) 決算報告
  - (3) 監査報告
  - (4) 役員改選（案）・新役員紹介
  - (5) 事業計画（案）
  - (6) 予算（案）
- 6 来賓あいさつ（顧問代表）
- 7 来賓紹介
- 8 閉会のことば

※名簿等の取り扱いについては、個人情報保護法により規定されております。具体的には下記の通りです。

- ・ 個人情報は、法によって保護されている情報であり、慎重かつ適正に取り扱うこと。
  - ・ 個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供してはならないこと。
- 以上の点について留意し、本冊子を取り扱っていただきますようお願いいたします。

## ○学校 HP をご覧ください。

- ①検索サイトで「元郷中学校」と検索（下記は、Google で検索した場合です）



- ②メニューの一番下にある「教育後援会」を選択していただくと、後援会の情報が見られます（本日の資料も格納されています）。



# 令和7年度事業報告及び収支決算報告

## 1 令和7年度事業報告

- ・ 各町会と後援会との融合
- ・ 地域賛助金活動
- ・ 会報の発行
- ・ 学校行事・PTA行事への協力
- ・ 部活動への助成
- ・ 教育環境整備補助
- ・ 学校応援団としての支援

## 2 令和7年度決算報告

### 収入の部

項目	7年度決算	備考
繰越金	685,052	
会費	353,000	1・2・3年 353名
地域協賛金	150,000	5町会
雑収入	97,555	決算利息、補助金、雑費、差額分
合計	1,285,607	

### 支出の部

項目	7年度決算	備考
教育環境整備補助	314,638	大型モニター、採点ソフト、教材等
通信費等	5,940	切手、封筒、領収書
部活動支援	243,300	道具等、大会参加費、懸垂幕等
合計	563,878	

収入総額  
支出総額  
差引総額

1,285,607 円  
563,878 円  
721,729 円

差引残額は、令和7年度に繰り越します。

令和8年 5月28日

上記の通り報告します。

教育後援会会長 武内 豊

令和8年 5月28日

監査の結果、相違ないことを認めます。

教育後援会監査 石塚 昭

令和7年度元郷中学校教育後援会会計

NO	日付	摘要	号	収入	支出	残高
1		繰越金		685,052		685,052
2	令和7年4月15日	雑費(前教頭より)		104		685,156
3	令和7年5月7日	切手代			5,940	679,216
4	令和7年6月18日	後援会費(283名分)		283,000		962,216
5	令和7年6月30日	弥平三丁目町会協賛金		30,000		992,216
6	令和7年6月30日	後援会費(5名分)		5,000		997,216
7	令和7年7月4日	採点システム納入			66,880	930,336
8	令和7年7月8日	人体模型購入×9体			56,430	873,906
9	令和7年7月8日	65型モニター購入×3台			176,148	697,758
10	令和7年7月14日	後援会費(10名分)		10,000		707,758
11	令和7年7月14日	東領家五丁目町会協賛金		30,000		737,758
12	令和7年7月18日	東領家四丁目町会協賛金		30,000		767,758
13	令和7年8月27日	駅伝部ユニフォーム代×4着			47,600	720,158
14	令和7年8月27日	懸垂幕(水泳部関東大会出場記念)			51,700	668,458
15	令和7年8月27日	水泳部関東大会宿泊費×6名分			144,000	524,458
16	令和7年9月1日	後援会費(6名分)		6,000		530,458
17	令和7年9月4日	後援会費(17名分)		17,000		547,458
18	令和7年9月16日	決算利息		598		548,056
19	令和7年10月1日	弥平四丁目町会協賛金		30,000		578,056
20	令和7年10月7日	後援会費(2名分)		2,000		580,056
21	令和7年10月10日	水泳部関東大会市補助金		84,000		664,056
22	令和7年10月17日	東領家二丁目町会協賛金		30,000		694,056
23	令和7年10月28日	車いすスロープ			15,180	678,876
24	令和7年11月10日	水泳部関東大会県補助金		12,000		690,876
25	令和7年12月10日	後援会費(5名分)		5,000		695,876
26	令和7年12月15日	後援会費(3名分)		3,000		698,876
27	令和7年12月22日	後援会費(2名分)		2,000		700,876
28	令和7年12月22日	合唱コンクール差額		306		701,182
29	令和8年1月27日	後援会費(1名分)		1,000		702,182
30	令和8年2月20日	後援会費(8名分)		8,000		710,182
31	令和8年3月4日	後援会費(8名分)		8,000		718,182
32	令和8年3月9日	決算利息		547		718,729
33	令和8年3月11日	後援会費(3名分)		3,000		721,729
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
		累計		1,285,607	563,878	721,729

# 令和8年度事業計画及び予算(案)

## 1 令和8年度事業計画

- ・ 各町会と後援会との融合
- ・ 地域賛助金活動
- ・ 会報の発行
- ・ 学校行事・PTA行事への協力
- ・ 部活動への助成
- ・ 大会出場の補助 ※県大会以上
- ・ 教育環境整備補助
- ・ 学校応援団としての支援

## 2 令和8年度予算

### 収入の部

項目	7年度予算	8年度予算	増減(△)	備考
繰越金	685,052	721,729	36,677	
会費	353,000	325,000	△28,000	1・2・3年 325名
地域協賛金	150,000	270,000	120,000	30,000×9町会
雑収入	97,555	—	—	決算利息、補助金等
合計	1,285,607	1,316,729	31,122	

### 支出の部

項目	7年度予算	8年度予算	増減(△)	備考
部活動助成	400,000	400,000	0	各部活動助成
大会出場補助	200,000	200,000	0	県大会以上
教育環境整備補助	300,000	300,000	0	校庭保全、教材補助
会報発行	10,000	10,000	0	紙代
通信費等	60,000	60,000	0	はがき、切手
予備費	315,607	346,729	31,122	
合計	1,285,607	1,316,729	31,122	

### 特別会計

繰越金	754,015	周年事業残金繰り入れ
-----	---------	------------

# 川口市立元郷中学校教育後援会会則

- 第1条 本会は川口市立元郷中学校教育後援会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第3条 本会は川口市立元郷中学校の教育伸展と、生徒のスポーツ・文化活動の向上を祈念し、健全な地域学校として一層発展するよう寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 学校教育施設・環境改善のための協力援助。
  - (2) 生徒のスポーツ活動・文化活動に対する助成。
  - (3) その他、本会の目的達成のための事業。
- 第5条 本会の会員は、第3条に賛同する有志とする。
- 第6条 会員は、本会則に従って会費を納入する。
- 第7条 本会の会務を推進するために次の役員をおく。役員を選出は次のとおりとする。
- (1) 会 長 1名 理事会で会員中から選出する。
  - (2) 副会長 若干名 理事会の承認を得て会長が委嘱する。
  - (3) 会 計 3名 理事会の承認を得て会長が委嘱する。
  - (4) 監 査 2名 理事会で選出する。
  - (5) 理 事 若干名 PTAからの推薦による。
  - (6) 幹 事 若干名 会長が委嘱する。
- 第8条 本会役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、各種会議を招集して議長となる。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (3) 会計は本会の会計にあたる。
  - (4) 監査は会計を監査し、その状況を理事会に報告する。
  - (5) 第7条の役員は理事会を構成し、会務の審議ならびに執行にあたる。
  - (6) 幹事は会長の指示を受けて庶務を行う。
- 第9条 本会の役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。なお補欠による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 第10条 本会に、顧問、相談役をおくことができる。顧問、相談役は理事会で推挙する。顧問、相談役は、本会の諮問機関とする。
- 第11条 理事会は予算・決算および事業計画その他重要事項を審議する。
- 第12条 総会、理事会は毎年一回以上開催する。
- 第13条 本会の経費は、会費、協賛金、その他をもってこれにあてる。
- 第14条 本会の会費は、毎年度、1口 1,000円とする。但し臨時会費を徴収することができる。
- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第16条 本会則の変更は、総会の決定による。
- 付 則 本会則は平成19年2月24日から施行する。
- 付 則 平成23年6月9日一部改正